

みやぎ税務会計事務所通信

《 2018年8月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

中小企業・個人事業主向け！
適用期間が延長された特例を再確認しましょう！

会計処理上、「当たり前」だと思われるけれど、実は「特例」な2つの取り扱い(規定)があります。そして、「特例」というからには、それらは適用期限が決められています。平成30年度の税制改正により、その期限が延長されましたので、確認をしていきましょう。

《 法人・個人事業主 共通 》

特例 その1 少額減価償却資産の特例

「少額減価償却資産」とは30万円未満の減価償却資産のことをいいます。

原則として、10万円以上の減価償却資産は、購入したその期(年)に、取得価額の全額を費用にすることはできません。

(10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等に費用計上することが認められています。)

それが特例として、30万円未満の減価償却資産については、合計300万円まで、購入・使用を始めた期(年)に全額が損金(必要経費)算入できるのです。

(取得金額ごとのまとめ)

30万円未満	全額 費用計上OK
20万円未満	3年間で均等に費用計上することもできる
10万円未満	全額 費用計上OK

※対象:法人⇒「資本金1億円以下」「従業員数1,000人以下」「青色申告法人」
個人事業主⇒「従業員数1,000人以下」「青色申告書の提出」

《 法人のみ 》

特例 その2 交際費の特例

びっくりなお話かもしれませんが、いわゆる大企業では、交際費は全額が損金不算入(課税所得計算上 費用として認められないこと)です。

これが、中小法人等は特例で800万円までは損金に算入できることになっているのです。

平成26年4月1日以後開始事業年度からは大企業でも、飲食接待費の50%までは損金算入が認められることになっていますが、中小法人等の800万円は大きな優遇ですね。

なお、この「交際費」には、一人当たり5,000円以下の飲食費は含みません。(ただし、年月日、出席者全員の氏名・人数、店名・住所などの記載がなければ、交際費に含みます。)

※対象:「資本金1億円以下」等の法人

制度のご紹介

従業員のスキル向上に… 「人材開発支援助成金」

今月ご紹介する助成金は、職業訓練を実施する事業主に對して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成することにより、企業内の人材育成を支援する制度です。

こちらも様々なコースがありますが、一例として以下のコースの助成率をご紹介します。

「一般訓練コース」

経費助成:30%

… 外部講師への謝金など(上限あり)



賃金助成:380円/時

… 所定労働時間外や休日に実施した訓練は対象外で

なお、助成を受けるためには、訓練実施の1ヶ月前までに計画について労働局に届け出る必要があります。ご検討の際は、必ず事前に対象要件などをご確認ください。

** 適用期限 **

どちらの特例も
2020年3月31日まで 延長となりました。

まずは、「損金(必要経費)に入るか」より「今後につながる使い方」を意識したいですね。

【開催決定！】

第3回 事務所セミナー&交流会

9月20日(木) 18時~ @浦和

毎年ご参加いただいている方も

今年初めての方も、多くの皆さまのご参加を

お待ちしております！

(詳細は別紙をご覧ください)



今月も、裏面にお客様の
ご紹介があります！